



狭山市社協キャラクター
ころちゃん

しゅわ 手輪No.87

さやましゅわつうやくしゃはけんじむしょ
～狭山市手話通訳者派遣事務所だより～

<編集・発行>

狭山市手話通訳者派遣事務所

(狭山市駅東口事務所)

令和6年7月10日発行

「合理的配慮」を知っていますか？

障害者差別解消法 (注) により、障害のある方への

「合理的配慮」などが求められています！！

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、

平成28年4月1日からスタートしています。

「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、
共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。

共生社会って？

『障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会』

障害者差別解消法では何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

（障害児も含まれます。）

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。



不当な差別的取扱いは禁止されています！

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。



合理的配慮が求められています！

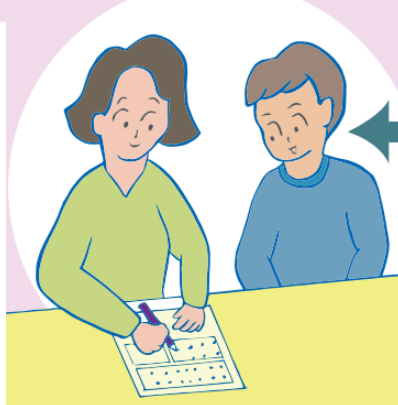
合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

ごう り てき はい りょ く たいれい
合理的配慮の具体例



しょうがい ひと 障害のある人から、 じ ぶん か こ むずか か 「自分で書き込むのが難しいので代わり かに書いてほしい」と伝えられたとき、 かに か 代わりに書くことに問題がない書類の ば あい ひと い しょうぶん 場合は、その人の意思を十分に かくにん か か 確認しながら代わりに書く。



だん さ ば あい 段差がある場合に、スロープ つか ほ じょ などをを使って補助する。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

「合理的配慮サーチ」で検索

内閣府
HPでは

合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から事例をさがすことができます。今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

ごう り てき はい りょ
合理的配慮サーチ

けん さく
検索

困ったときは…

障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当部署や相談センターなど、地域の身近な相談窓口にご相談してください。

狭山市の
相談窓口

- ・ 障がい者福祉課
- ・ 所管する業務上のことは各担当課

お知らせ

出典：内閣府 リーフレット「合理的配慮」を知っていますか？
：埼玉県狭山市公式ウェブサイト 障害者差別解消法

☆七夕まつり開会式に手話通訳が付きます！☆

【日 時】 8月3日（土）午後4時15分～午後4時45分

【場 所】 まつり本部（七夕通り）

※しっかり熱中症対策をして、七夕まつりを楽しみましょう！



「家族でチャレンジ！手話体験教室」

【日 時】 8月17日（土） 10：00～10：45

【場 所】 入曽地域交流センター

【対 象】 小学生とその保護者 5組10名程度

【講 師】 狭山市聴覚障害者の会

【参加申込み】：7月12日（金）9：00より Web フォームから申込み

お問合せ

入曽地域交流センター

TEL：04-2959-3004

情報提供先：入曽地域交流センター

狭山市手話通訳者派遣事務所 （社会福祉協議会狭山市駅東口事務所）

＜受付日時＞月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時まで

＜派遣日時＞平日、土日、祝日 午前8時～午後9時

＜派遣場所＞埼玉県内（県外は相談してください）

＜申込方法＞FAX・手紙・電話・メール・来所

＜注 意＞原則3日前までに申し込みが必要
（急な場合は事務所と相談してください）

〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11
TEL：04（2003）3742
FAX：04（2003）3746
Email：shuwa@sayama-shakyou.or.jp

狭山市役所障がい者福祉課に、 聴覚障害者相談員がいます。

わからないことや困ったことがある
場合など相談員に連絡してください。

※相談したい方は事前にお問い合わせ
ください。

☆【くらしの相談員】もボランティア
で対応しています。

FAX（障がい者福祉課）

04-2952-0615

専用メールアドレス

sf-soudan@city.sayama.saitama.jp

